

# 学術集会における倫理的配慮に関する指針

一般社団法人 日本トラウマティック・ストレス学会 倫理委員会

## はじめに

抄録や演題発表に関しては以下のような倫理上の問題についてご配慮をお願いいたします。

(抄録や演題発表に関する配慮)

- ・ 症例報告では、本人や代諾者の同意を得る必要があります。
- ・ 症例報告の際には匿名性への配慮を十分に行った上で発表して下さい。  
(「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を参照して下さい)
- ・ 抄録の中には、その内容に応じた倫理的な配慮の記載が必要です。
- ・ 介入研究や疫学研究は所属機関の倫理委員会の承認が必要です。所属機関の倫理委員会が承認した事項に従って研究を実施して下さい。
- ・ 未承認(適用外)薬剤や禁忌薬剤の使用に際しては「説明と同意」に関する記述が必要です。
- ・ 利益相反に関する記載が必要です。

本学会は医師のみではなく、教育・司法・福祉などさまざまな職種から構成されているため、研究種別の分類方法や倫理的配慮についての捉え方が、職種や所属する機関によって若干異なっています。本学会としては、一定の基準に基づき倫理上の共通認識を形成していく必要があると考えており、この「学術集会における倫理的配慮に関する指針」を策定しました。学術集会への参加者は、この指針に沿っていただくようお願いします。

\*なお、この指針は学会員、学術集会事務局、プログラム委員会などからの意見をいただきながら、倫理委員会で検討し、状況にあわせて改変していく予定です。

## 抄録、一般口演、症例報告およびポスター発表における倫理的配慮について

### 1. 発表者が行うべき倫理的配慮について

①介入研究、疫学研究については、国の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づき、発表者の所属機関での倫理審査委員会等における承認が必要です。観察研究については所属機関により取り扱いが異なりますので、所属機関の規則に準じてください。

②症例提示を含む場合は、患者本人あるいは代諾者から同意を得てください。

(「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を参照して下さい)

\*年齢や病状により本人のみでは同意能力がないとみなされる場合、患者の最大の利益を確保しつつ、代諾者から同意を得てください。また、本人のみでは同意能力がないと見なされる場合にも、患者の理解能力に応じて説明し、可能な範囲で患者本人の理解を得るように努めてください(インフォームド・アセント)。本人の拒否の意思が確認できる場合には、発表は許容されません。

\*同意を得ることが困難であるが学術研究上発表する意義があると考えられる場合には、その旨を学会事務局に申し出てください。プログラム委員会、倫理委員会において演題採用の可否も含めて検討いたします。

また、抄録を記載する際に個人が特定されないよう以下の点について配慮をしなければなりません(同意を取得し、匿名性へ配慮したことについては必ず抄録の中に記載するようにしてください)。また発表時に使用する資料についても同様の配慮をしてください。

**【患者の氏名等】**

患者個人の特定が可能な氏名、入院番号、イニシャルまたは「呼び名」は記載しないでください。

**【患者の居住地】**

患者の特定につながる居住地の記載はしないでください。固有名詞を使用する場合は、イニシャルではなくアルファベット順で記載してください（例：兵庫県神戸市の場合、H 県 K 市と記載するのではなく、A 県 B 市と記載します）。

**【日付】**

日付は、原則として初診時を X 年とし、X-3 年、X+2 年などと記載してください。

**【患者の生活歴および家族歴】**

患者の生活歴、現病歴および家族歴に関する情報を記載する際には、患者を特定することのできないよう十分に配慮し、病態の本質と関係のない箇所を適宜変更してください。固有名詞に関しては、イニシャルではなくアルファベット順で記載してください（例：姫路高校と尼崎大学を卒業した場合、H 高校と A 大学を卒業と記載するのではなく、A 高校と B 大学を卒業と記載します）。

**【患者が診断・治療を受けた施設名等】**

他院で診断・治療を受けている場合、その施設名ならびに所在地は記載しないでください。

- ③ 当日資料配付する場合には、その配布資料は、学術集会事務局と取り扱い方法を相談の上、原則的には発表者の責任で準備・回収・廃棄してください。
- ④ 質疑応答の際にも、個人が特定されないように心がけてください（特定される危険性が高いものについては「個人情報に当たるため、答えられない」と断ることも含めてご検討ください）。
- ⑤ 発表演題に関連した利益相反について明示して下さい。

## 2. 司会進行される先生へのお願い

- ① 症例報告の司会をされる先生には、学術集会当日の進行だけでなく、発表内容に関して個人情報保護などの倫理上の問題がないかについて演者にご助言いただくようお願いいたします。
- ② 発表の場は、学会員に対する倫理教育の貴重な機会になります。開始時に個人情報保護など以下について、司会者から参加者に周知するようお願いいたします。
  - ・セッション中に知りえた患者に関する情報について守秘義務を遵守していただく必要があること
  - ・質疑応答の際に、個人情報に関する質問は控えてもらうこと
  - ・配布資料があり、回収する場合の回収について

## 利益相反について

本学会では『利益相反(COI)に関する指針』『「利益相反に関する指針」の細則』を定めています。会員は本学会学術集会で発表する場合には、この指針および指針の細則に従って利益相反を申告することになっています。

本学会の指針によって、学会発表者(筆頭発表者)は定められた様式に沿って、利益相反に関する申告を行わなくてはなりません。